

# 第二次福岡県再犯防止推進計画

素案

パブリックコメント用

令和5年12月

福岡県

## 目 次

### 第 1 章 計画の概要

- 第 1 計画策定の趣旨
- 第 2 計画の位置付けと対象者
- 第 3 基本理念及び施策の柱
- 第 4 計画の期間
- 第 5 計画の推進体制
- 第 6 施策の参考指標

### 第 2 章 本県における再犯防止を取り巻く現状

- 第 1 犯罪発生状況及び再犯の状況

### 第 3 章 取組の展開

- 第 1 就労・住居の確保のための取組
  - 1 就労の確保
  - 2 住居の確保
- 第 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
  - 1 高齢者・障がいのある人への支援
  - 2 薬物依存の問題を抱える人への支援
- 第 3 学校等と連携した修学支援の実施
  - 1 学校等と連携した修学支援の実施等
  - 2 学校等と連携した非行防止等の実施等
- 第 4 特性に応じた効果的な支援のための取組
  - 1 暴力団員の社会復帰に対する支援
  - 2 飲酒運転防止のための取組
  - 3 性犯罪等加害防止のための取組
- 第 5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組
  - 1 民間協力者の活動促進
  - 2 広報・啓発活動の推進
- 第 6 地域による包摂を推進するための取組
  - 1 国・市町村・民間団体等との連携の強化
  - 2 相談できる場所の充実

### 【資料編】

- 1 福岡県再犯防止推進会議設置要綱、委員名簿、有識者会議委員名簿
- 2 再犯の防止等の推進に関する法律
- 3 第一次計画の進捗状況
- 4 用語集

## 第1章 計画の概要

### 第1 計画策定の趣旨

- 国が平成29(2017)年12月に再犯防止推進計画を策定したことを受け、県では、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することにより、再犯を防止し、円滑に社会に復帰できることを目指し、平成31(2019)年3月に「福岡県再犯防止推進計画」を策定しました。
- 県では、計画策定前から、暴力団対策、飲酒運転の撲滅、性暴力対策等について、条例を制定し、取組を進めてきました。計画策定に当たっては、これら従前からの取組を含め、各分野で個別に行っている再犯防止等に関する取組をとりまとめ、総合的かつ計画的に進めていくこととしました。
- また、計画に基づき、国、県、市町村及び更生保護に取り組む民間団体等で構成される「福岡県再犯防止推進会議」及び「福岡県再犯防止推進会議有識者会議」を設置し、会議を通じて情報共有や連携を図りながら、一体となって再犯防止に向けた取組を推進してきました。
- 全国の刑法犯の認知件数は、戦後最多となる平成14(2002)年の285万4千件をピークに年々減少し、令和3(2021)年には56万8千件と、戦後最少を更新し、ピーク時の約5分の1まで減少しているものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の割合は、令和4(2022)年には47.9%と刑法犯の約半数は再犯者という状況にあります。
- 県においても、刑法犯の認知件数は平成14(2002)年に168,190件とピークを迎え、令和4(2022)年には、認知件数は28,773件とピーク時の5分の1以下となりましたが、検挙人員に占める再犯者の割合は45.7%と全国と同様の傾向となっています。
- 令和5(2023)年3月、国は再犯防止に関する取組を更に深化させるため、第二次再犯防止推進計画(以下「国の第二次計画」という。)を策定しました。国の第二次計画では、国・都道府県・市町村の役割が明確化され、都道府県の役割は広域自治体として、域内の市町村に対する支援やネットワーク構築に努めること、また市町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めることとされました。
- 国の第二次計画策定を踏まえ、県においても再犯防止等に関する取組を更に推進していくため、第二次福岡県再犯防止推進計画を策定することとしたものです。

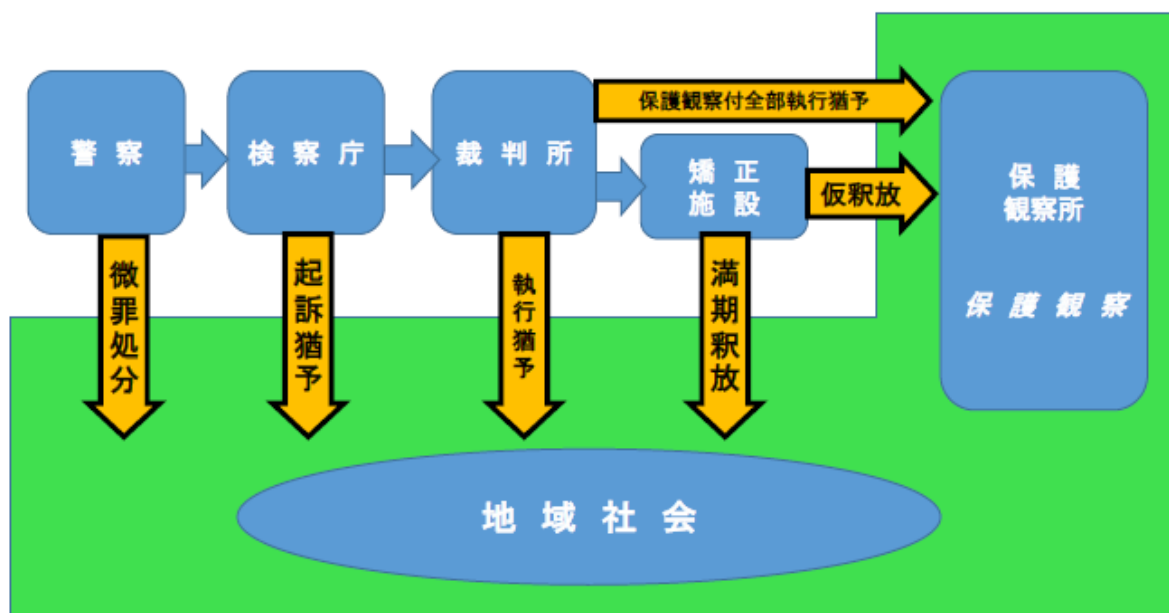
【国の第二次計画で示されている役割】

国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑事司法手続きの枠組みにおける犯罪をした者等への指導・支援の実施</li> <li>・ 地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域自治体として行う、域内の市区町村に対する支援やネットワーク構築</li> <li>・ 市区町村が単独で実施することが困難な専門的支援の実施に努めること</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう行う適切なサービスの提供</li> </ul>

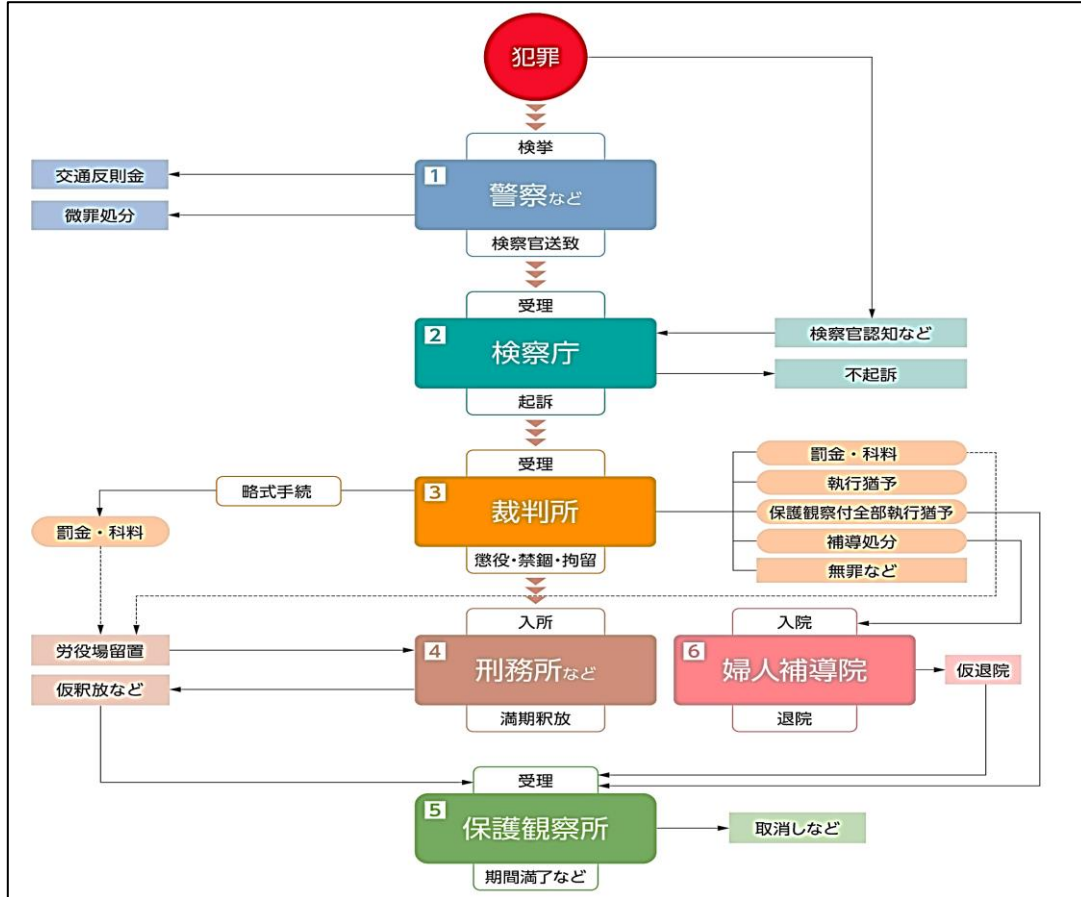
第2 計画の位置付けと対象者

- この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定する計画です。
- また、県政の基本計画である「福岡県総合計画（令和4（2022）年3月策定）」を推進するための部門別計画でもあります。
- 本計画の対象は犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）とし、警察で微罪処分になった人や検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で執行猶予になった人も含みます。

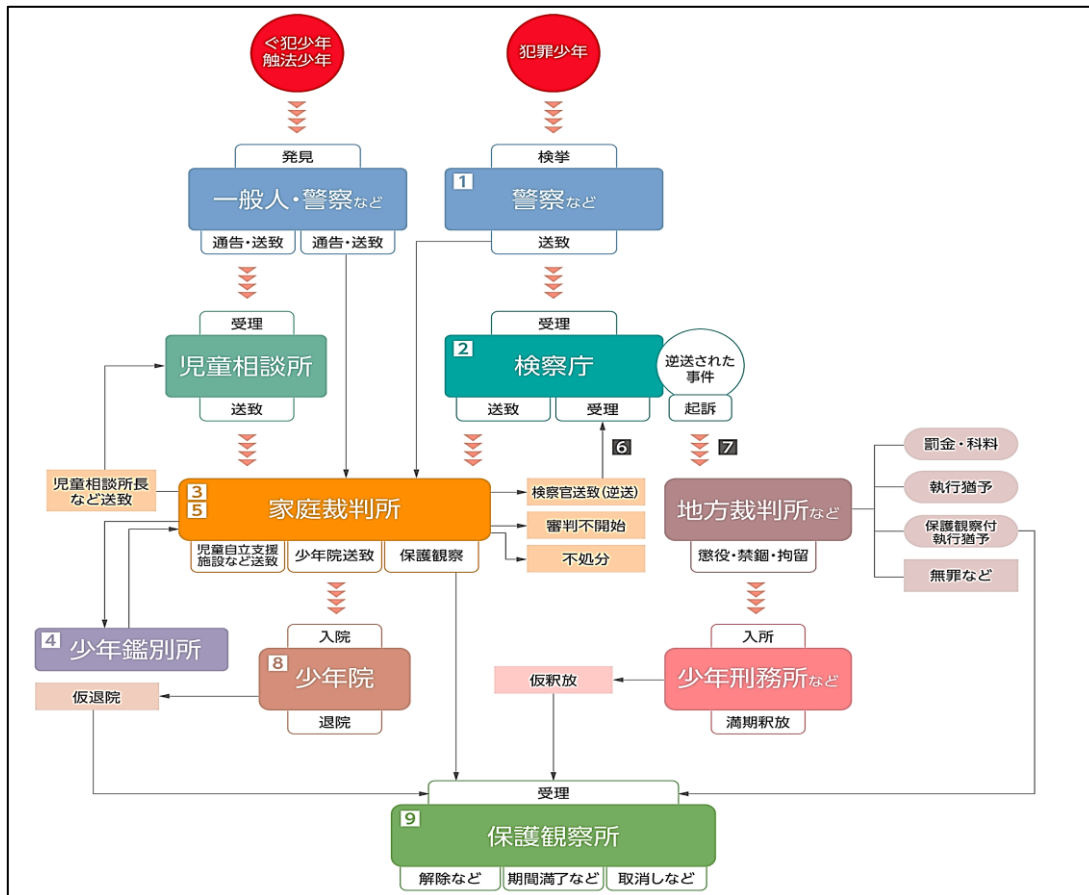
<成人による刑事事件のイメージ>



＜参考：刑事事件の流れ＞【出典：令和4年再犯防止推進白書】



＜参考：非行少年に関する手続きの流れ＞【出典：令和4年再犯防止推進白書】



### 第3 基本理念及び施策の柱

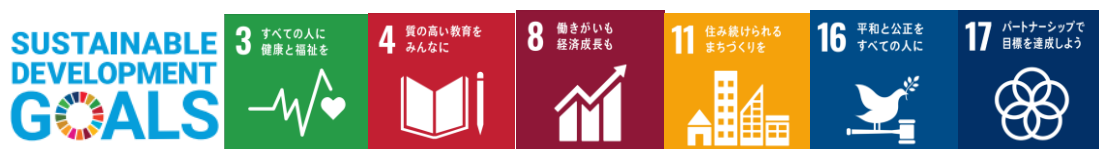
- 第一次計画における基本理念である『犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することにより、再犯を防止し、円滑に社会に復帰できるようにするとともに、このような取組を通じて、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現をめざす』を踏襲します。
- 施策の柱として、国の第二次計画に掲げられている7つの重点課題を踏まえ、次の6つの分野における再犯の防止等に関する取組を重点的に進めていきます。
  - (1) 就労・住居の確保のための取組
  - (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
  - (3) 学校等と連携した修学支援の実施
  - (4) 特性に応じた効果的な支援のための取組
  - (5) 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組
  - (6) 地域による包摂を推進するための取組

#### 国の第二次計画に掲げられている7つの重点課題

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

#### 【計画におけるSDGsの推進】

県では、持続可能な社会の実現に向け、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を図っているところです。本計画に基づく取組は、SDGsの目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくり」、「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の実現に資するものです。



## 第4 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間としますが、再犯防止を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとします。

## 第5 計画の推進体制

本計画の取組を着実に実施していくため、国の関係機関及び県関係部局等で構成する「福岡県再犯防止推進会議」において、民間団体等で構成する「福岡県再犯防止推進会議有識者会議」の意見を踏まえながら、計画の進捗確認等を行い、計画を総合的に推進します。計画を推進する上で、市町村との連携についても取り組んで参ります。

### (1) 福岡県再犯防止推進会議

【構成】国の刑事司法関係機関、庁内関係課、市町村団体等

### (2) 福岡県再犯防止推進会議有識者会議

【構成】更生保護に資する住居、就労、保健福祉等各分野における民間団体、弁護士会等

### (3) 市町村との連携

市町村の再犯防止施策担当部局が参加する「福岡県市町村再犯防止推進連絡会議」を開催し、再犯防止施策に取り組む意義や、地方再犯防止推進計画の策定推進等について情報発信を行います。また、市町村を対象に再犯防止推進に関する理解を深めることを目的に、セミナーを開催し、県、市町村がそれぞれの役割を果たし、連携して再犯防止推進施策に取り組みます。

## 第6 施策の参考指標

県では、再犯者数の減少に向けて、国、市町村及び民間協力者等と連携し、再犯の防止等に関する取組を行うこととしており、6つの分野における再犯の防止等に関する取組の動向を把握するために、次の指標を参考指標とします。 ※統計データはすべて法務省提供による

### 【1】就労・住居の確保のための取組

協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数

基準値	(令和4(2022)年)	協力雇用主数 1,113社
		うち実際に雇用している協力雇用主数 65社
		協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 109名

保護観察終了時無職である者の数及びその割合

基準値	(令和4(2022)年) 304名・34.8%
-----	-------------------------

更生保護施設・自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

基準値	(令和4(2022)年) 787名
-----	-------------------

### 【2】保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

2年以内の再入者数(覚醒剤)

基準値	(令和3(2021)年) 39名
-----	------------------

2年以内の再入者数(高齢(65歳以上))

基準値	(令和3(2021)年) 14名
-----	------------------

### 【3】学校等と連携した修学支援の実施

2年以内再入者数(少年)

基準値	(令和3(2021)年) 8名
-----	-----------------

### 【4】特性に応じた効果的な支援のための取組

2年以内の再入者数(性犯罪)

基準値	(令和3(2021)年) 5名
-----	-----------------

### 【5】民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組

社会を明るくする運動行事参加人数

基準値	(令和4(2022)年) 14,127名
-----	----------------------

保護司数及び保護司充足率

基準値	(令和4(2022)年) 1,871名・86.7%
-----	---------------------------

### 【6】地域による包摂を推進するための取組

地方再犯防止推進計画の策定市町村数

基準値	(令和5(2023)年) 18市町村
-----	--------------------



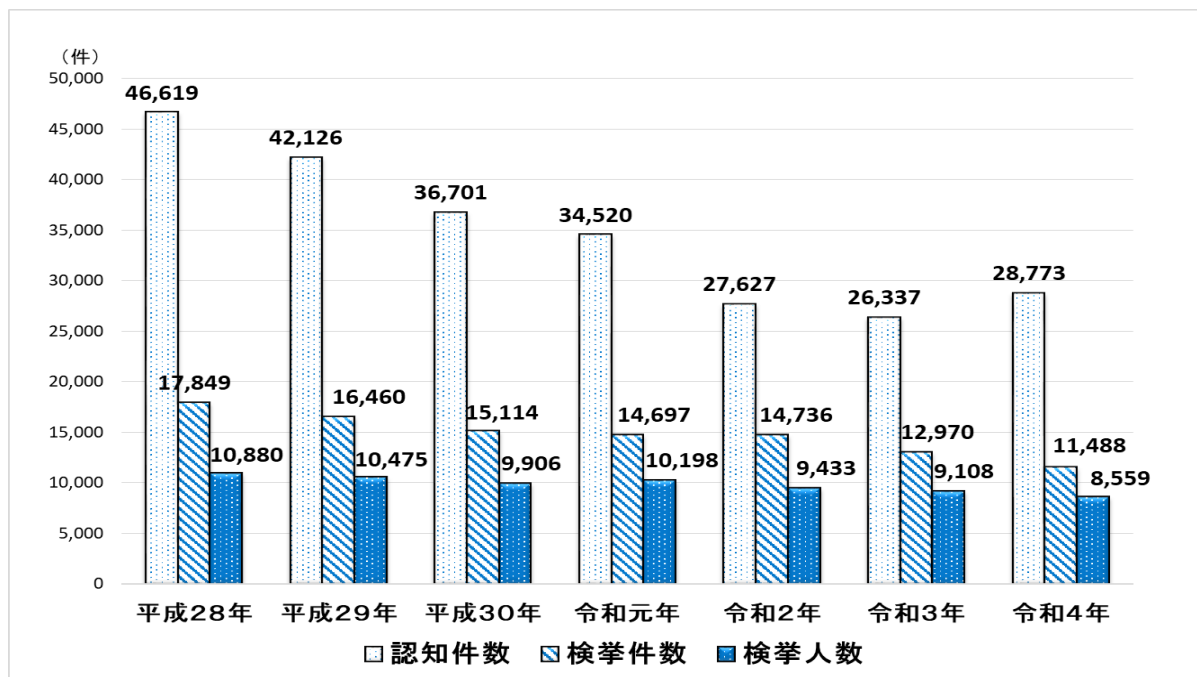
## 第2章 本県における再犯防止を取り巻く現状

### 第1 本県における犯罪発生状況及び再犯の状況

#### (1) 刑法犯の認知件数

【出典：福岡県警察本部提供データ】

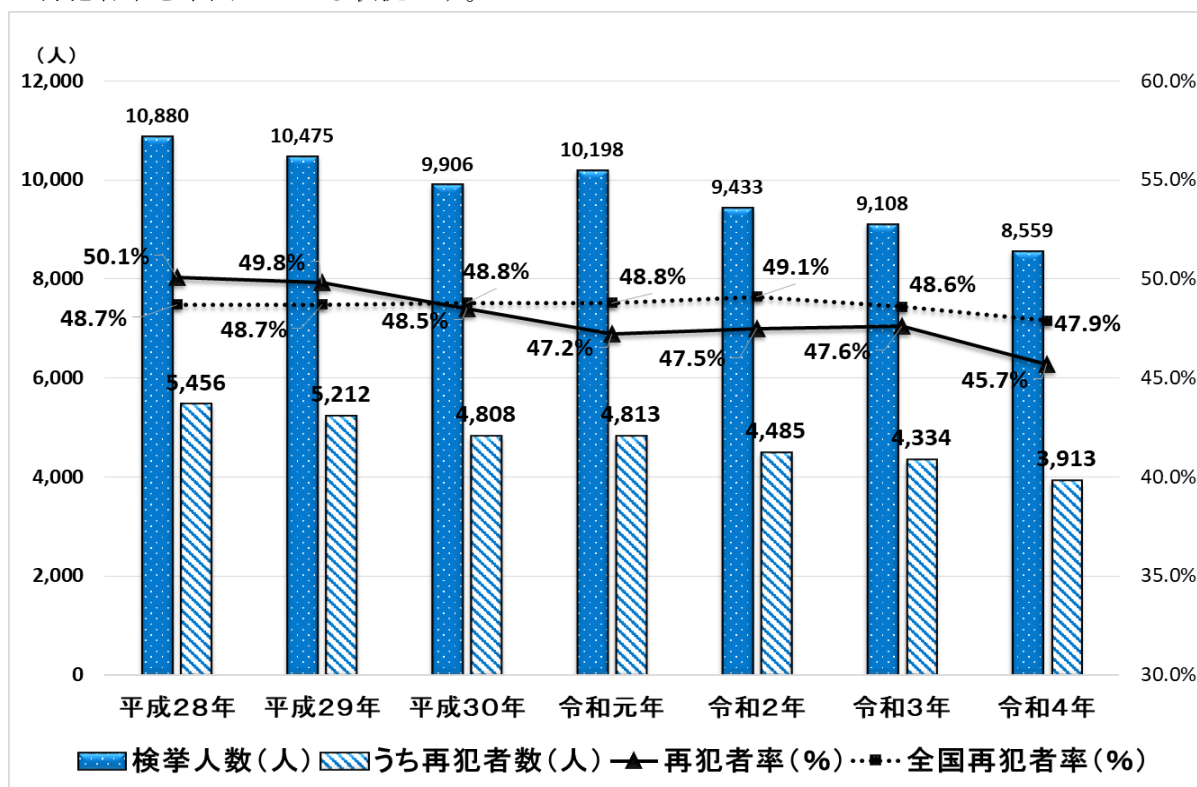
県内の刑法犯認知件数は、平成14(2002)年のピーク時と比較すると5割以下にまで減少しており、令和3(2021)年には戦後最小を更新しました。令和4(2022)年は2,436件増加し、20年ぶりに前年より増加しました。



#### (2) 刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率

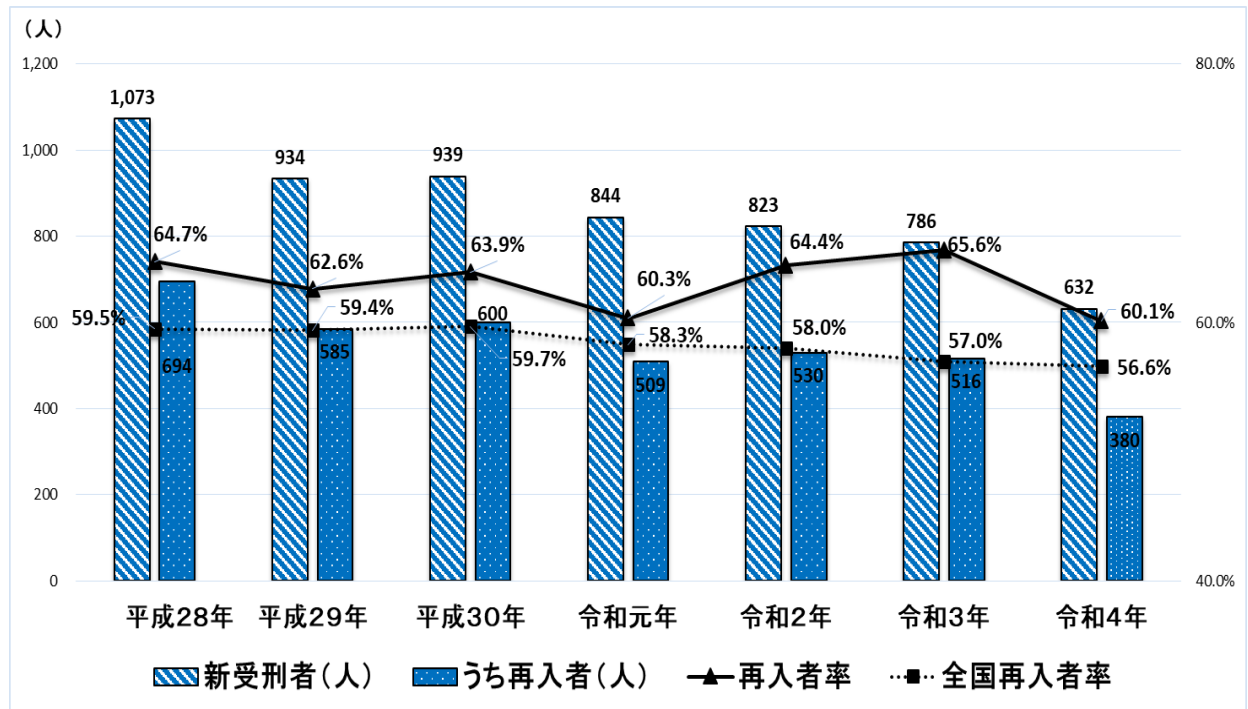
【出典：法務省提供データ】

県内の検挙者数、再犯者数及び再犯者率は減少傾向にあります。再犯者率は、近年、全国の再犯者率を下回っている状況です。



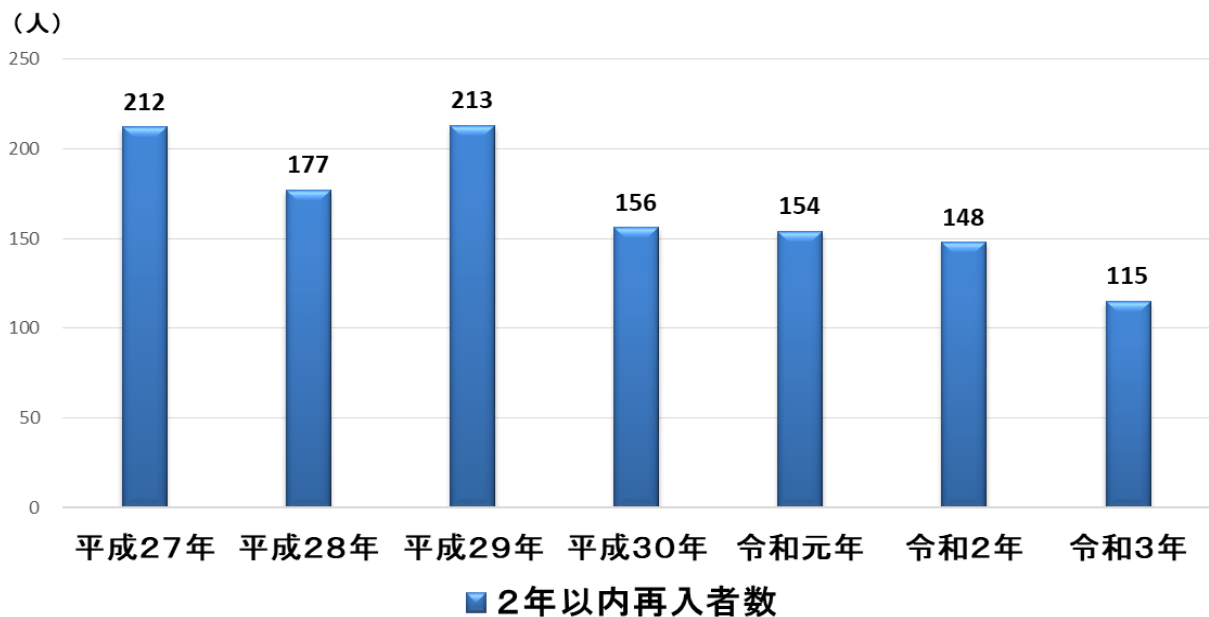
**(3) 新受刑者(新たに刑務所に入所した者の全体数、再犯者含む)中の再入者数・再入者率** 【出典：法務省提供データ】

県内で新たに刑務所に入所した者のうち、再犯者の割合は60%台となっており、全国の割合よりも高い状況が続いています。



**(4) 出所受刑者2年以内の再入者数** 【出典：法務省提供データ】

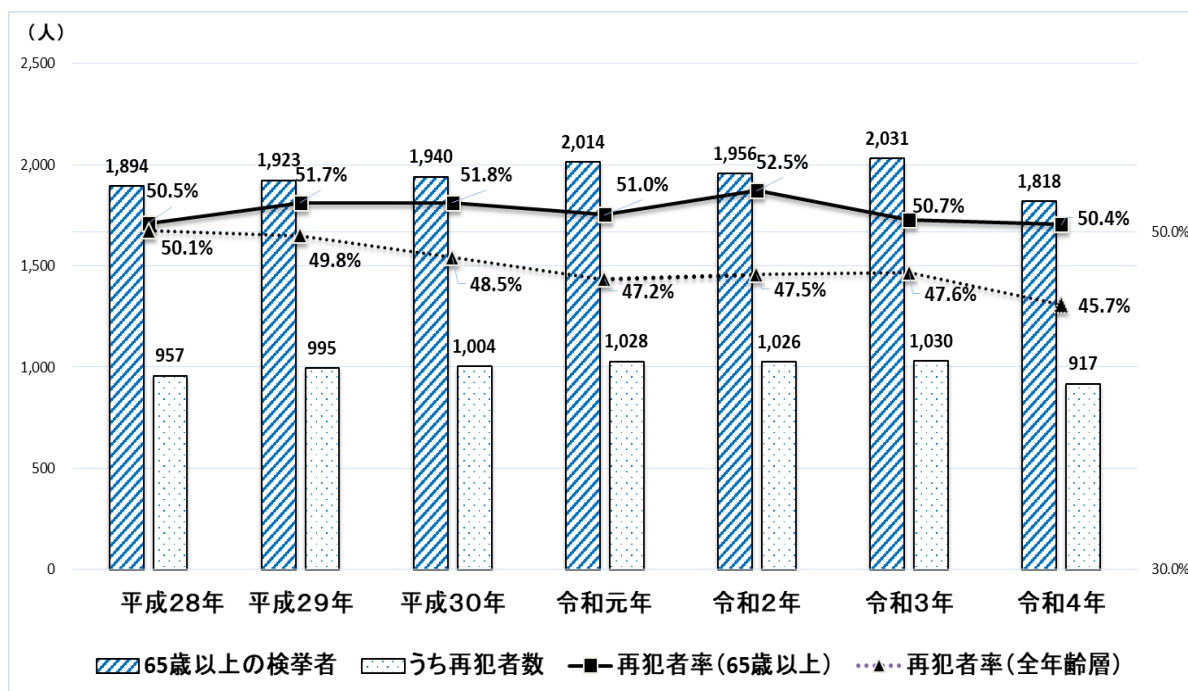
県内の再入者数は減少傾向にあります。2年以内に再入する者の数は全国ワースト4位(令和3(2021)年)と短い期間での再入が多い状況となっています。



### (5) 高齢者(65歳以上)の検挙者数及び再犯者数

【出典：福岡県警察本部提供データ】

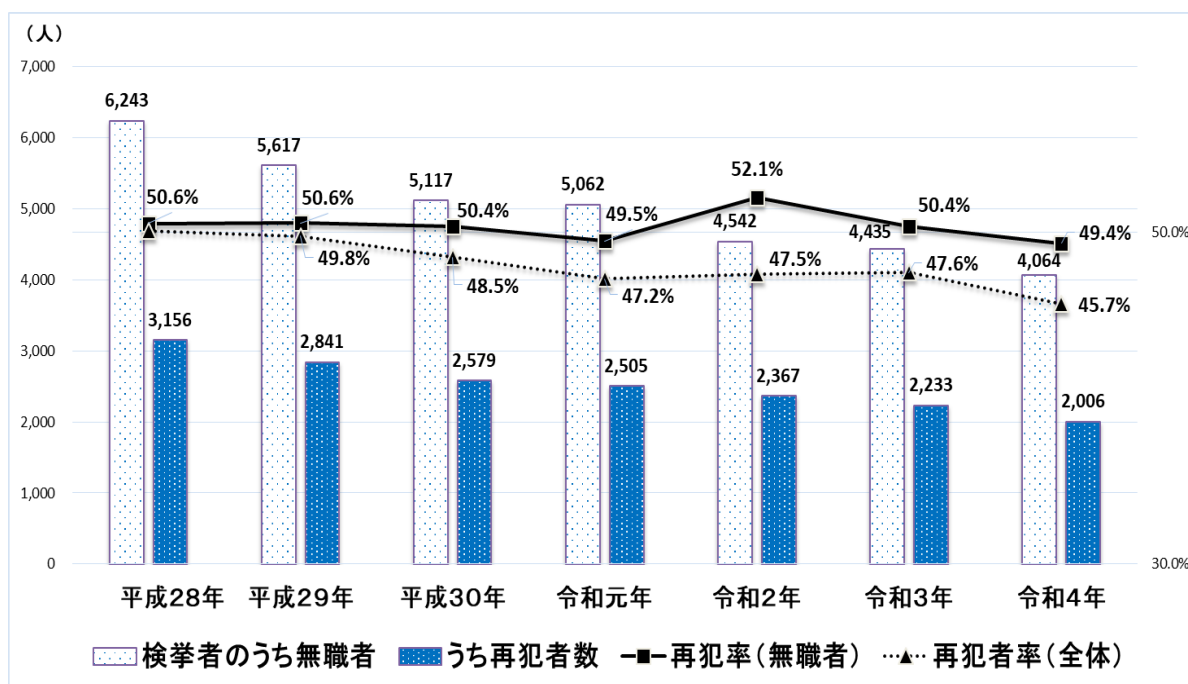
高齢者で検挙された者のうち、半数以上が再犯者という状況が続いており、全年齢層の平均値より高い状況が続いています。



### (6) 無職者の検挙件数及び再犯者数

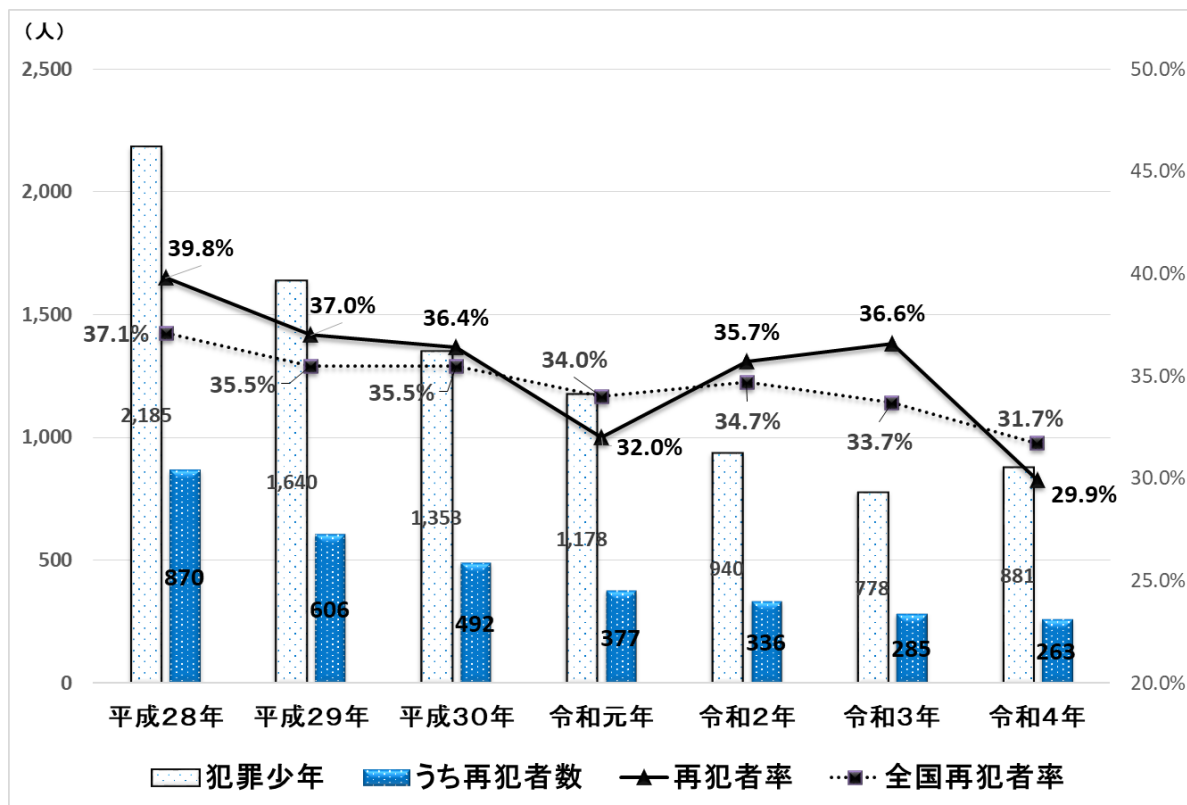
【出典：福岡県警察本部提供データ】

検挙時に無職であった者のうち、再犯者の割合は50%前後で推移しています。無職の検挙者の減少割合に比べ、再犯者の減少割合が低いことが、再犯者率の高止まりの要因となっています。



(7) 犯罪少年のうち再犯者が占める割合 【出典：福岡県警察本部提供データ】

県内の犯罪少年の総数は大幅に減少しているものの、再犯者率はおおよそ30%台で推移しています。



## 第3章 取組の展開

### 施策の柱 第1 就労・住居の確保のための取組

#### 1 就労の確保

##### 【現状と課題】

- 令和4（2022）年において、県内の居住者で再犯時に無職であった者の割合は、約5割となっており、犯罪をした者等の就労の確保・支援は再犯を防止するために、優先的に取り組むべき課題となっています。
- 「犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業者である協力雇用主は、令和4年で県内1,113社が登録されています。  
実際に雇用している協力雇用主は令和4年で、65社です。その理由のひとつとして、協力雇用主のもとでの雇用を希望しない刑務所出所者等もかなり存在するといった実情があります。また、協力雇用主にとっても、犯罪をした者等を雇用した場合の経済的負担、トラブル等が発生するリスク、協力雇用主の活動について従業員や取引先・地域住民からの理解が得られにくいといった現状もあります。
- 実際に雇用された後も、対人関係のトラブル、職業のミスマッチ等から離職する者が少なくないことなどが課題です。適切な職業マッチングの促進や、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーの習得といった、就労やその継続を見据えた支援が必要です。
- 高齢や心身に障がいのある者のうち、福祉的支援の対象とならない者に対しても、その就労意欲や障がいの程度に応じて就労につながる支援が必要です。

##### 【国の取組】

- 北九州医療刑務所、福岡刑務所、福岡拘置所及び小倉拘置支所では、刑務作業、職業訓練（福岡刑務所のみ）及び改善指導を通じ、職業的知識や技能が付与されています。  
福岡刑務所及び北九州医療刑務所では適切な職業マッチングの促進を目的とした就労支援説明会、仕事フォーラムが開催されており、さらに、受刑者の就労意欲の喚起、円滑な社会復帰及び出所後の職場定着を目的とした、職場定着指導が実施されています。  
また、北九州医療刑務所、福岡刑務所及び福岡拘置所に就労支援スタッフを配置し、ハローワークを通じて「受刑者等専用求人」を受け付け、コレワーク九州（福岡矯正管区矯正就労支援情報センター室）と連携して、受刑者が刑務所に収容中から求職活動を行い内定が得られるような支援が実施されています。
- 筑紫少女苑及び福岡少年院においても、職業上有用な知識や技能の付与や就労意欲が向上するよう、就労支援を行っています。

- 福岡刑務所では、農福連携に取り組む企業・団体等を招へいして、農福連携意見交換会を開催し、連携を図っています。
- 福岡保護観察所において、「協力雇用主」の開拓、保護観察対象者等を雇用し、指導内容や出勤状況を報告した協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金」の支給、就労時に身元保証人を用意できない保護観察対象者等に係る身元保証、矯正施設及びハローワークと連携した職業相談や職業紹介等を行う「刑務所出所者等就労支援事業」が実施されています。
- 福岡県更生保護就労支援事業所において、矯正施設収容中又は釈放後の就労支援が必要な人を対象に、ハローワークと連携して、就職活動の方法に関する助言、就職面接への付添い、職場定着・就労継続等を行う「更生保護就労支援事業」が国からの委託を受けて実施されています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、相談者自身が職業適性や性格の特徴等を理解し、自分の強みを発揮できる職業選択や、対人面での問題解決に資する助言等により、就労の定着が図られています。また、相談者だけでなく、雇用主に対しても非行歴・犯罪歴のある者の特徴を学ぶ研修会の実施等、双方への援助が実施されています。

## 【県の施策概要】

### 就労に向けた相談・支援

施策・事業の概要	担当課
非行等の問題を抱える無職の少年に対して、進路相談から就労体験、就職活動、就労後の定着まで、一貫した寄り添い型の就労支援を行います。	青少年育成課
生活が困窮し、直ちに一般就労が難しい者に対して、生活困窮者就労準備支援事業や就労訓練事業（中間的就労）など就労に向けた支援を行います。	保護・援護課
保護観察所や矯正施設に対して、本県の就職支援施策の案内を行うなど、関係機関が一体となって、本県に帰住する予定の刑務所出所や少年院出院が間近な人の就職支援をより効果的なものとするための取組を行います。	労働政策課
就労につながる専門的な知識、技能を習得するため、「県立高等技術専門学校」（7校）及び「福岡障害者職業能力開発校」における職業訓練を行います。	職業能力開発課
一定期間無業の状態にある若年無業者等を対象に、「若者サポートステーション」において、就職に向けた準備や個別相談、就労体験等により、職業的自立に向けた支援を行います。	労働政策課
「福岡県若者就職支援センター」、「福岡県中高年就職支援センター」及び「福岡県生涯現役チャレンジセンター」において、求職者の年代に応じた就職支援を行います。	労働政策課 新雇用開発課



## 協力雇用主の活動に対する支援

施策・事業の概要	担当課
協力雇用主として保護観察対象者等を雇用した場合、県の入札参加資格審査において加点を行うことにより、協力雇用主の拡大を図ります。	財産活用課 青少年育成課 保護・援護課
非行少年等が、協力雇用主に損害を与えた場合に見舞金を支払う身元保証を実施します。	青少年育成課

## 2 住居の確保

### 【現状と課題】

- 令和4（2022）年における県内の刑務所出所者 619 名のうち、刑務所出所時に帰住先のない者の数は 110 名、約 18%となっています。
- 釈放時に帰住先がなく、県内の更生保護施設（7施設）や自立準備ホームにおいて、一時的に居場所を確保した者の数は、令和4（2022）年で 787 名（起訴猶予、執行猶予含む）となっています。
- さらに、更生保護施設や自立準備ホームに入所できても、退所後に住居を借りようとしても、身元保証人がいない、家賃滞納歴があることから賃貸借契約ができないなど、退所後の地域における定住先の確保が円滑に進まないといった課題があり、定住先の確保は、再犯の防止を推進する上で、最も重要な要素の一つとなっています。
- 地域における定住先確保のため、家賃債務の保証、円滑な入居のための支援・援助などを行う、居住支援法人との連携が重要になっています。令和4年（2022）年度までに、県内で 41 の居住支援法人が指定されています。
- 県では令和5（2023）年度から、県営住宅について、常時募集団地を拡大したり、単身者でも入居が可能となるよう同居親族要件の見直しを行いました。

### 【国の取組】

- 福岡刑務所及び北九州医療刑務所では、満期釈放者に対する支援情報の提供等の充実として、福祉専門官が配置されており、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者等の再犯を防止するため、支援が必要と認められる受刑者等に対し、受刑者等の個別ニーズ等を踏まえた相談支援が行なわれています。
- 福岡保護観察所において、保護観察、更生緊急保護、特別調整の対象者について、更生保護施設や自立準備ホームでの居住先の確保が行われています。さらに、更生保護施設や自立準備ホームから地域移行するため、居住支援法人との連携が行われています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、非行歴・犯罪歴がある相談者が新しい生活環境へ抵抗なく入っていけるよう、自己理解を深めるための各種検査や面接が実施され、自治体が行う行政サービスへのつながりが行われています。また、受け入れる地域の方々を対象とし、非行・犯罪に関する最近の動向等を説明するなど、地域における受け入れに向けた支援が行われています。

### 【県の施策概要】

#### 地域社会における定住先の確保

施策・事業の概要	担当課
福岡県地域生活定着支援センターにおいて、起訴猶予や執行猶予（入口支援）及び矯正施設出所（出口支援）後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、更生保護施設への一時入所や社会福祉施設への入所、居宅となるアパート等への入居の調整など帰住先の確保に向けた支援を行います。	保護・援護課 福祉総務課
多様な受け皿を確保するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅の供給促進、居住支援法人の指定等を行います。	住宅計画課
居住支援協議会へ刑事司法関係機関が参画し、住宅確保要配慮者である更生保護対象者等の住宅確保について連携強化を図ります。	住宅計画課
住居に困窮している保護観察対象者等について、県営住宅への優先入居について検討を行います。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当することが、国から示されていることから、各市町村で適切に対応されるよう周知を行います。	県営住宅課



## 施策の柱 第2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

### 1 高齢者・障がいのある人等への支援

#### 【現状と課題】

- 令和2年における刑務所出所後2年以内の年齢層別再入率は、65歳以上が20.7%、50～64歳が17.8%、30歳～49歳が13.1%、29歳以下が9.3%と、高齢者の割合が最も高くなっています。
- 認知症や社会的孤立等、高齢者を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、犯罪をした高齢者等への支援においても課題となっています。
- 県では、令和元(2019)年度から、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」を受託し、起訴猶予者や執行猶予者のうち、高齢や障がいのため、福祉的な支援が必要な者に対し再犯防止を支援する「入口支援」を実施しました。  
モデル事業を通じて蓄積したノウハウから「福岡県入口支援ハンドブック」を作成し、地域における再犯防止支援ネットワークの構築に取り組みました。
- 令和3(2021)年度からは、福岡県地域生活定着支援センターにおいて、高齢、障がいなどにより福祉的支援が必要な者への入口支援と出口支援を一体的に取り組み、支援件数が年々増加するなど、福祉的支援に関する取組の実績を着実に積み重ねてきました。
- 高齢や障がいのため、福祉的支援が必要な人たちに対しては、個々の状況に応じたきめ細かい継続的な支援が必要であるものの、複雑化・多様化したケースへの対応や市町村の再犯防止推進に係る取組状況等に差があることなどにより、十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースがあることが課題です。

#### 【国の取組】

- 福岡地方検察庁において、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢、障がいなどにより、福祉的支援(医療的支援を含む)が必要であり、かつ、支援を行うことが適当と認められる者については、福岡県社会福祉士会から派遣を受けた社会福祉アドバイザーと共に面談等を行って支援策を検討した上、福岡保護観察所や福祉関係機関等へ支援を要請して、対象者の住居の確保や就労支援、その他の福祉的措置につなげるなどの取組が行われています(いわゆる「入口支援」)。  
また、更生緊急保護の重点実施対象者については早い段階で福岡県地域生活定着支援センターと連携を図れるよう、速やかに福岡保護観察所に協力依頼を行っているほか、重点実施対象者以外で中長期的支援を要する対象者についても、直接同センターに相談支援を要請するなどの取組が行われています。
- 福岡刑務所及び北九州医療刑務所に、社会福祉士資格を有する福祉専門官を配置して、特別調整等の業務が行われるほか、福岡刑務所において「社会復帰支援指導」が、北九州医療刑務所において「機能向上作業」が実施されています。

- 筑紫少女苑では、知的上又は発達上に課題を有し、支援又は配慮を要する者に対して、身体機能を向上させつつ、協調性、共感性及び主体性を身に着け、周囲との信頼関係の構築を図り、円滑な社会生活を送るために必要となるスキルを向上させることを目的として、社会適応スキル・身体能力向上トレーニング（SPトレーニング）が実施されています。
- 福岡保護観察所では、矯正施設出所者等のうち、高齢者や障がいのある者に対して、矯正施設や福岡県地域生活定着支援センターと連携して特別調整が行われているほか、福祉専門職員が配置されている更生保護施設や自立準備ホームと連携して、地域の保健医療・福祉サービス等につなげていくための支援が行われています。（いわゆる「出口支援」）
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、非行歴・犯罪歴があり、高齢・障がいのある相談者に対し、面接や各種検査を実施し、自己理解が深まるような働きかけが行われています。例えば、医療機関を受診することにためらいを覚える方に対し、受診の検討や、福祉サービス利用の後押しがされています。また、相談者だけでなく、家族や援助者の方々への助言も実施されています。

### 【県の施策概要】

#### 福祉的支援の実施体制の充実

施策・事業の概要	担当課
福岡県地域生活定着支援センターにおいて、起訴猶予や執行猶予になった人及び矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、福岡保護観察所や矯正施設等と連携・協力して、要介護認定や障がい者手帳の交付、社会福祉施設等への入所などの保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。（一部再掲）	保護・援護課 福祉総務課
福岡県地域生活定着支援センターにおいて、支援を行った方へのフォローアップ、関係者からの相談に対する助言や必要な支援を行います。	保護・援護課 福祉総務課
福岡保護観察所及び更生保護団体等との緊密な連携を図り、矯正施設出所後の高齢者や障がいのある人の支援の充実に努めていくとともに、必要な保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう市町村との連携を進めます。	福祉総務課 障がい福祉課 保護・援護課
市町村に対し、保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための包括的な相談体制の整備、多機関連携（重層的支援体制）の構築を促します。	福祉総務課
「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の充実に向け、各保健福祉（環境）事務所において、精神科医療機関、地域支援事業所、市町村等と連携し精神障がい者の地域支援体制の整備に取り組みます。	健康増進課
認知症をはじめとした、高齢者の生活における様々な支援ニーズに対応するため、市町村が設置する地域包括支援センターに対して、財政的な支援を行うとともに、その職員を対象に地域包括ケアシステムの構築に係る研修を実施するなどの支援を行います。	高齢者地域包括 ケア推進課

## 2 薬物依存の問題を抱える者への支援

### 【現状と課題】

- 県内の覚醒剤取締法違反者の再犯者率は80.6%（令和4（2022）年）となっており、全国よりも高い水準で推移している状況です。
- 執行猶予判決を受けた薬物事犯者（主には初犯者）は、再犯者に比べ、薬物依存の程度が低く、早期回復の見込みが高い一方で、「薬物依存回復支援プログラム」の受講が義務付けられていないことから、対象者が自発的にプログラムを受講しない場合、薬物依存症の治療・支援等に確実につなげることが難しいのが現状です。
- 薬物依存を有する人の回復には、本人やその親族等が地域において相談支援を受けられることに加え、治療・支援等を提供する保健・医療機関の充実、薬物依存症の治療・支援等に携わる人材の育成が課題です。
- 地域の関係機関、民間支援団体等が効果的な支援等を充実させ、薬物依存からの回復のための長期的な支援につなげることも課題です。
- 全国では、大麻事犯の検挙人数が8年連続で増加し、近年では5,000人を超える水準で推移しています。  
また、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年層を中心に大麻の乱用が拡大していることが課題です。県内でも、大麻事犯の検挙人数は増加傾向にあり、全国と同様その約7割を30歳未満の若年者が占めている状況です。
- 若年層が大麻を初めて使用した経緯は、7割以上が「誘われて」であり、大麻に関する危険性の認識は、覚醒剤と比べて著しく低く、危険性を軽視する情報は主に友人・知人やインターネットから入手している状況です。
- 近年は大麻乱用で検挙・補導される少年が急増しており、令和4（2022）年に県内では58人が検挙・補導され、中学生にまで乱用が広がるなど、深刻な状況が続いています。

### 【国の取組】

- 福岡地方検察庁において、薬物初犯者で執行猶予判決が見込まれる者を、「薬物依存回復プログラム」実施機関等につなぐため、対象者の同意を得た上で、対象者に関する情報を福岡県に提供するなど、必要な取組が行われています。
- 福岡少年院及び筑紫少女苑では、令和5（2023）年度から、大麻取締法違反で少年院送致となった在院者等に対して、大麻使用の問題性を理解させ、再犯・再非行防止の充実・強化を図ることを目的として、大麻に関する指導が試行的に実施されています。

- 福岡刑務所、北九州医療刑務所及び福岡拘置所では「薬物依存離脱指導」、福岡少年院及び筑紫少女苑では「薬物非行防止指導」、福岡保護観察所では「薬物再乱用防止プログラム」が実施されています。
- 福岡保護観察所では、薬物依存を有する保護観察対象者に対し、必要に応じて地域の医療機関における医療や精神保健福祉センター等における支援を受けるよう働きかけが行なわれています。また、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、薬物依存を有する人に対して、薬物関係機関等に関する情報提供などの必要な支援が実施されています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、薬物非行(犯罪)歴がある相談者に対し、自身の特徴を確認するためのアセスメントを実施した後、「効果が見込める」、「適している」と判断されれば、物質乱用防止に関するワークブックが実施されています。また、ケース会議への出席等により、相談者の家族や支援者からの相談にも対応されており、取組全体を通じて、相談者が専門機関や自治体が行う行政サービスにつながるような支援が実施されています。

## 【県の施策概要】

### 治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実

施策・事業の概要	担当課
福岡地方検察庁や医療機関、ダルク等の民間団体と連携しながら、執行猶予判決を受けた薬物事犯者に対する相談支援体制の充実・強化に取り組めます。	薬務課
福岡県精神保健福祉センターに相談支援窓口を設置するとともに、グループで薬物使用を止めるための具体的な対処方法を学習し、薬物問題を抱える仲間との交流を通して、依存症からの回復を支え合うための「薬物依存回復支援プログラム」を実施します。また、薬物依存症の治療を提供できる専門医療機関の充実に取り組めます。	健康増進課 薬務課

### 薬物依存症の治療・支援ができる人材の育成

施策・事業の概要	担当課
精神保健福祉センター、保健所、保護観察所及び矯正施設等の関係機関との連絡調整を密に行い、「薬物依存回復支援プログラム」を実施する医療機関等の拡充や薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成に取り組めます。	健康増進課 薬務課

未然防止のための広報・啓発活動の充実・再乱用防止

施策・事業の概要	担当課
インターネットを活用し、若年層に対して大麻の誘いに対する対処法や正しい健康影響の知識に関する広報・啓発活動を実施します。	薬務課
各種防犯教室（警察署員による学校への出前教室、地域住民への防犯教室等）や街頭キャンペーン等の機会を利用した広報・啓発活動を推進します。	警察本部 薬物銃器対策課
大麻事犯で検挙補導された少年の薬物再乱用防止を目的として少年用大麻再乱用防止プログラム「F-CAN」を実施します。	薬務課 警察本部 少年課

## 施策の柱 第3 学校等と連携した修学支援の実施

### 1 学校等と連携した修学支援の実施等

#### 【現状と課題】

- 本県の高等学校等進学率は98.1%（令和4（2022）年）と大半の者が高等学校等に進学する状況にありますが、県内の少年院出院時に、復学・進学を希望している者のうち、85.7%（令和4（2022）年）は復学・進学が決定しないまま、少年院を出院しており、地域社会における修学の継続や進学・復学のための支援体制の強化が重要です。

#### 【国の取組】

- 福岡少年院では、修学支援専門官が配置されており、在院者や保護者等の修学に係るニーズ等を把握しながら、専門的な知見から本人の再非行防止に効果的な復学・修学支援が実施されています。
- 福岡少年院及び筑紫少女苑では、復学・進学に係る調整及び修学支援、また、教科指導、BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会員による非行少年に対する学習支援が実施されています。福岡少年院、筑紫少女苑及び福岡刑務所では、高等学校卒業程度認定試験受験に向けた取組が行われています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所においては、入所者への健全育成の一環として、希望者に学ぶことの楽しさを知ってもらうための指導が行われています。
- 福岡保護観察所では、「就学」類型に認定された保護観察対象者について、学校関係者とのケア会議、NPO 法人と連携して多様な学びの場が提供されています。

#### 【県の施策概要】

#### 円滑な学びの継続に向けた支援

施策・事業の概要	担当課
やむなく高等学校を中途退学することになった人に対する相談窓口をまとめた「コース・アシスト・インフォメーション（進路支援インフォメーション）」の配布を行います。	高校教育課
問題を抱える生徒への相談対応のためのスクールカウンセラーの配置に対する私立高等学校への助成や当該生徒を含む全ての生徒を対象として、カウンセリングや学習指導等の継続的な支援を行っている学習支援センターへの助成を行います。	私学振興課
児童相談所では、非行少年への指導や保護者等への助言を通して、生活態度の改善や犯罪の未然防止を図るため、非行少年の保護者や少年が在籍する学校の関係者等に対する相談支援を実施します。	こども福祉課
児童自立支援施設（県立福岡学園）では、入所中の非行少年に対して、退所後の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、同施設内に設置された分校との連携のもと、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を実施します。	こども福祉課

## 2 学校等と連携した非行防止等の取組

### 【現状と課題】

- 県内の刑法犯少年は、平成 15（2003）年の 12,134 人をピークに、令和 4（2022）年には 1,213 人（全国第 5 位）と着実に減少傾向にあります。再犯を犯した少年は、263 人（全国第 5 位）と全国的に見ても高水準で推移しています。
- 近年は、スマートフォン等の普及に伴い、SNS に起因する性犯罪被害やいじめ事案が増加しています。また、薬物に関しては、大麻乱用等薬物事犯が急増・低年齢化しており、少年の非行情勢は依然憂慮すべき状況にあります。
- 非行に至る背景には、コミュニケーション能力の不足、不安定な家庭環境や地域社会の教育機能の低下等の問題があり、複雑・多様化する少年非行問題に対応するため、学校やボランティア団体等の関係機関と連携し、社会全体での取組が必要です。

### 【国の取組】

- 福岡少年院及び筑紫少女苑では、成年であることの自覚及び責任の喚起並びに社会参加に必要な知識の付与を目的とした「成年社会参画指導」が行われています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、地域援助として、問題のある生徒に対し、各種検査や面接が実施され、効果的な問題の対応方法や適切な対人関係の持ち方等の提案が行われています。また、生徒本人だけでなく、保護者や学校の教職員の指導方法に対しても助言が行われています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所の取組として、児童や生徒を対象として、法的なものの考え方等を学ぶための「法教育」授業が幅広く展開されています。また、保護者や学校の教職員を対象とした研修会や講演会への講師派遣や、問題のある生徒のケース会議等への参加が行われています。



**【県の施策概要】**

**適切な指導等の実施**

施策・事業の概要	担当課
非行の未然防止や健全育成のため、学校等と家庭が連携した規範意識育成の取組の充実を図ります。	義務教育課
県内全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置を目指し、不登校などの教育課題解決のための支援体制を整備し、児童生徒を取り巻く生活環境の改善を図るための支援を行います。また児童・生徒が抱える、学校だけでは対応が困難な問題について、福祉担当課と連携し、課題解決を図ります。	義務教育課
少年サポートセンターに配置された少年補導職員が中心となり、非行に走った少年等に対する継続的な連絡や訪問・面接を行うほか、関係機関や少年警察ボランティアなどと連携して社会奉仕体験活動等を行うなど、個々の少年の状況に応じた各種支援活動を推進します。	警察本部 少年課
情報モラルに関する指導の充実のために「GIGA ワークブックふくおか」を作成・配付し、ネットの特性や問題点の理解、トラブルが起きた場合の対応等について自ら考える情報モラル教材の活用を促し、情報リテラシーの育成を図ります。	義務教育課

**地域における非行からの立ち直り支援**

施策・事業の概要	担当課
少年の自尊感情や社会的スキルの向上を図るため、福祉施設や各種団体の協力を得て、少年に社会奉仕やスポーツ等の多様な活動の機会を提供します。	青少年育成課
就労による自立・立ち直りを目的に、NPOと連携して、進路相談から就労体験、就職活動、就労後の定着まで一貫した寄り添い型の就労支援を行うほか、雇用の受け皿となる事業所の拡大を図るため、雇用主に損害を与えた場合に見舞金を支払う身元保証を実施します。(再掲)	青少年育成課
地域の非行防止に係る学習会への講師紹介等により、非行防止や立ち直りを支援する気運の醸成に取り組みます。	青少年育成課



## 施策の柱 第4 特性に応じた効果的な支援のための取組

### 1 暴力団員の社会復帰対策の推進

#### 【現状と課題】

- 暴力団が県民の生活や社会経済活動に介入し、暴力や、暴力を背景とした資金獲得活動によって、多大な脅威を与えている現状を踏まえ、暴力団の排除により、安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展をめざし、平成 22 (2010) 年に「暴力団排除条例」を施行しました。
- 全国の暴力団構成員等の総数は約 22,400 人 (令和 4 (2022) 年) であり、そのうち県内の暴力団構成員等は約 1,260 人となっています。また、全国の指定暴力団は 25 団体 (令和 4 (2022) 年) であり、そのうち福岡県に本拠を置く指定暴力団は 5 団体となっています。
- 暴力団関係者等は、国の再犯防止推進計画において、再犯リスクが高い者とされています。暴力団員の社会復帰対策の現状として、令和 4 (2022) 年に県内で離脱支援した人は 61 人、就労支援した人は 8 人となっています。  
県内の暴力団構成員等は減少傾向にありますが、依然として、その組織の威力を背景に違法・不当な行為が行われており、関係機関が連携した暴力団からの離脱希望者に対する支援の確立が課題です。

#### 【国の取組】

- 福岡刑務所において、県と連携して、暴力団員である受刑者に、自己の問題点を考えさせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し、離脱の決意を固めさせた上で、出所後の生活設計を立てさせるなどの「暴力団離脱指導」が実施されています。
- 福岡少年院及び筑紫少女苑において、暴力団への加入や暴力団との交友の問題性についての指導が行われています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、離脱の意思がある相談者に対し、自身の強みや弱みを理解させ、離脱の意思をより強固にし、自治体が行う行政サービスへつなげることを目的とした個別のアセスメントや、家族や周囲の支援者への相談対応が実施されています。

**【県の施策概要】**

**暴力団員の社会復帰に対する支援**

施策・事業の概要	担当課
離脱希望者に対して、矯正施設、福岡保護観察所等の関係機関と連携して、就労支援を軸にした離脱支援に取り組みます。	警察本部 組織犯罪対策課
公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センターにおける離脱者を雇用した協賛企業に対する給付金及び見舞金制度を効果的に活用するなど、企業支援を充実させ、協賛企業の拡大に取り組みます。	警察本部 組織犯罪対策課
県民等に対し、暴力団員の社会復帰に対する支援の必要性について情報発信を行うなど、社会全体の理解促進に取り組みます。	警察本部 組織犯罪対策課

**2 飲酒運転防止のための取組**

**【現状と課題】**

- 飲酒運転の背景には、飲酒運転の危険性と結果の重大性に対する社会的認識の甘さがあることが指摘されています。また、飲酒運転を繰り返すという行為の背景には、常習飲酒者、多量飲酒者の存在、さらには、自らの飲酒行動をコントロールできなくなるアルコール依存症の問題が指摘されています。
- 県では、平成 24 (2012) 年に議員提案により、2 回目の飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務等について全国で初めて罰則付きで定めた「飲酒運転撲滅条例」を制定するとともに、「福岡県飲酒運転撲滅連絡会議」を設置し、県、警察、市町村、関係機関・団体が連携して飲酒運転撲滅に向けた取組を推進することにより、飲酒運転のない、県民が安心して暮らせる社会の実現を目的として「福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画」を策定しました。
- 平成 27 (2015) 年には、「飲酒運転撲滅条例」を改正し、飲酒運転検挙者全員にアルコール依存症の受診等を義務化するなどの更なる対策強化を行っています。
- 令和 4 (2022) 年の飲酒運転事故件数は 91 件と、前年と比較して 3 件減少したものの、全国順位はワースト 6 位と依然として高い水準にあり、飲酒運転違反者も 1,391 人で、飲酒運転の撲滅は道半ばとなっています。  
飲酒運転撲滅条例に基づきアルコール依存症に関する受診命令を受けて医療機関を受診をした人のうち、約 35%がアルコール依存症と診断 (令和 5 (2023) 年 3 月末時点) されており、アルコールに関する問題を抱える人を治療につなげるための取組が課題です。

**【国の取組】**

- 福岡拘置所において、交通違反や事故の原因を考えさせることにより、遵法精神、人命尊重の精神を育てる「交通安全指導」が実施されています。
- 筑紫少女苑では、飲酒運転が被害者に与えた影響及び償いの在り方について指導する「被害者心情理解指導」が実施されています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、交通非行歴や犯罪歴がある相談者に対し、運転適性検査やその他の検査、面接等により、自身の運転に関する問題点をより明確に理解するよう働きかけることで、自治体が行う行政サービス等の利用につなげる支援が行われています。
- 福岡保護観察所において、保護観察対象者に対する「飲酒運転防止プログラム」が実施されています。

**【県の施策概要】**

**飲酒運転違反者に対する専門的処遇**

施策・事業の概要	担当課
飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する受診等の義務履行を促進し、アルコール依存症と診断された人の治療継続を指導するほか、アルコール依存症と診断されない人についても適切な飲酒行動の指導に取り組みます。	健康増進課
アルコール依存症に関する相談から治療、回復支援まで円滑につなげることができるよう、医療機関、自助グループ及び回復支援施設等関係機関の連携会議を定期的に行います。	健康増進課

**飲酒運転防止に関する啓発活動の推進**

施策・事業の概要	担当課
【再掲】飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する受診等の義務履行を促進し、アルコール依存症と診断された者の治療継続を指導するほか、アルコール依存症と診断されない者についても適切な飲酒行動の指導に取り組みます。	健康増進課
令和4（2022）年3月に策定した「第4次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画」に基づき、各機関が連携し、啓発的社会活動等のプログラム（啓発プログラム）の実施など飲酒運転撲滅に向けた取組を推進するとともに、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして、見逃さない」という県民意識の定着を図ります。	生活安全課

### 3 性犯罪等加害防止のための取組

#### 【現状と課題】

- 令和4(2022)年の県内の性犯罪の認知件数は281件となっており、平成30(2018)年の認知件数381件と比べて減少しており、性犯罪加害防止の着実な取組成果が現れています。しかし、人口10万人当たりの認知件数は、全国ワースト8位と依然として全国でも上位となっていることから、性犯罪者の再犯防止対策の強化を含め、新たな性犯罪加害者を生まないため、加害行為の更なる未然防止を図ることなどが課題です。
- 県では、性暴力の被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるため、平成31(2019)年2月、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(福岡県性暴力根絶条例)」を制定しました。
- ストーカー加害者等の中には、被害者に対する執着心や支配意識が強く、警察からの警告や事件化等の後もつきまとい行為を続ける者がいます。ストーカー加害者等に対する精神医学的治療を推進し、一定の効果が認められているところですが、その効果を測定するには、更なる実績の積み上げが必要であることから、医療機関等の理解と協力に基づく更生体制の一層の整備が課題です。

#### 【国の取組】

- 福岡地方検察庁において、性被害者等が再び被害に遭わないよう、被害者が希望する場合には、受刑者の釈放直前に、釈放予定時期の通知を行い、接触を避けるための措置が取られています。  
また、性依存症、アルコール依存症等の各種依存症が疑われる者について、対象者本人に情報提供に関する同意を得た上で、民間の依存症回復支援団体に支援員の派遣を依頼して支援員と共に対象者と面談し、対象者の依存症に対する自覚、回復プログラム受講、医療機関受診等の動機付けに関する助言を行うなどの取組が行われています。
- 福岡刑務所における「性犯罪再犯防止指導」、福岡少年院における「性非行防止指導」、福岡保護観察所における「性犯罪再犯防止プログラム」が実施されています。
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪で刑務所に収容されている者の出所情報は、警察庁において「再犯防止措置対象者」として登録され、出所後の帰住先を管轄する都道府県警察に通知されています。
- 福岡保護観察所において、県との連携のもと、ストーカー行為等に係る保護観察付執行猶予者及び子どもに対する暴力的性犯罪等に係る仮釈放者等の再加害行為及び再犯の防止に取り組まれています。また、県条例の対象者の届出義務者に対し、福岡県加害者相談窓口にも繋がるよう、動機付けについての取組(カウンセラーによる出張相談会を含む)を続けています。

**【県の施策概要】**

**再犯防止に向けた措置等の実施**

施策・事業の概要	担当課
子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者に対する再犯防止に向けた措置を行うとともに、出所後の所在地の確認及び面談を継続的に行います。	警察本部 生活安全総務課
子どもを対象とした性犯罪出所者の住所等届出の義務化や再犯防止のための専門的指導プログラム又は治療を受けることの支援、相談窓口の設置を通じて、性暴力加害者の社会復帰支援に向けた取組を進めます。	生活安全課
性暴力対策アドバイザーの派遣や発達段階に応じて作成した性暴力根絶に係る啓発資料の配布などの広報・啓発活動を通じて、性暴力根絶に係る県民意識の定着に努めます。	生活安全課

**ストーカー加害者等に対する専門的処遇**

施策・事業の概要	担当課
ストーカー加害者等に対し、公費による精神保健福祉士との面談を支援するなど、医療機関等の協力を得て、カウンセリング等の受診に向けた働きかけを行います。	警察本部 人身安全対策課
配偶者等からの暴力、いわゆるDV (Domestic Violence) からストーカーに発展する事案も多いことから、それらの事案に係るDV加害者の更生対策について取り組みます。	警察本部 人身安全対策課
パートナー等への暴力をやめたいと悩むDV加害者専用の電話相談窓口を設置し、相談者の悩みや困りごとを聴き、自らの暴力の原因が自分にあることへの気づきにつながるよう支援を行います。	男女共同参画推進課

## 施策の柱 第5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組

### 1 民間協力者の活動促進

#### 【現状と課題】

- 本県における再犯の防止に関する取組は、保護司や更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアや、少年の健全育成・非行防止のための活動を行う少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの活動により支えられています。
- 犯罪をした者等が地域社会に受け入れられ、社会復帰するため、様々な民間団体が、自発的な支援活動を行っており、地域社会における「息の長い支援」が形作られてきています。
- 保護司の高齢化が進んでいることや、民間ボランティアや民間団体の取組が地域社会において十分に認知されていないことなどが課題です。

#### 【国の取組】

- 保護司と保護観察対象者との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置が拡大されています。
- 国の第二次計画を受けて、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置し、定期的に検討会が開催されており、2年を目処に結論を出すこととされています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、民間ボランティアや民間団体が行う研修会や講演会等へ講師を派遣したり、民間ボランティアや民間団体を少年鑑別所が行う職員研修会の講師として招へいする等、相互の理解を深め、連携強化が進められています。

**【県の施策概要】**

民間協力者の活動に対する支援

施策・事業の概要	担当課
犯罪をした者等の円滑な社会復帰を助け、再犯を防止するという重要な役割を担う更生保護施設に対し、更生保護法人福岡県更生保護協会を通じ、人件費や需用費等の運営経費の一部を助成し、保護対象者の更生を支援します。	保護・援護課
福岡県保護司会連合会の薬物乱用防止の啓発活動に対して助成を行います。	薬務課
福岡県保護司会連合会の非行防止の活動に対して助成を行います。	青少年育成課

民間協力者の確保に対する支援

施策・事業の概要	担当課
保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、県職員の退職者説明会においてパンフレットを配布するなどの取組を行います。	福祉総務課
民間ボランティアや民間団体における再犯の防止等に関する取組を広く県民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動に取り組みます。	福祉総務課

## 2 広報・啓発活動の推進

### 【現状と課題】

- 昭和 26 (1951) 年から、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした「社会を明るくする運動」が実施されており、県内各地で街頭啓発活動や講演、非行防止教室、防犯パトロールなど、様々な活動が展開されています。
- 再犯防止推進法第 6 条において、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、7 月を「再犯防止啓発月間」とすることが定められています。
- 再犯の防止等に関する取組は、県民にとって必ずしも身近なものではないため、理解や関心が十分に深まっているとは言えないことや、犯罪をした者等に対する偏見が根強いことなどが依然として課題です。

### 【国の取組】

- 法務省が行う再犯防止等に関する取組について、広く国民に関心と理解を深め、その協力を得られるよう、法務省九州ブロック再犯防止シンポジウムが開催されています。
- 矯正施設の役割を周知するとともに、再犯防止施策について理解を深めてもらうため、広く一般社会の人々を対象とした広報・啓発活動として「矯正展」が開催されています。
- 更生保護の役割を周知し、出所後の社会復帰に対する理解を深めてもらうため、協力雇用主や更生保護ボランティアなどを対象とした矯正施設の施設見学会が実施されています。
- 矯正施設における再犯防止に資する福祉的支援の取組を周知し、理解を深めてもらうため、近隣の大学の福祉関係ゼミ生による参観や矯正施設に勤務する福祉専門官による大学・専門学校での講演が実施されています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、随時、関係する機関や団体、大学生等の施設見学を受け付けており、少年鑑別所の社会的な役割や非行歴・犯罪歴がある者への理解を深める活動が行われています。
- 中学校等における保護司による講話、大学や社会福祉士講座等における保護観察官の講義が実施されています。



**【県の施策概要】**

**再犯防止に関する啓発活動の推進**

施策・事業の概要	担当課
<p>「社会を明るくする運動」の県民への認知を高めていくため、市町村との連携や様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組みます。</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>再犯防止啓発月間については、今後、国と連携しながら取組内容を検討していくとともに、再犯防止啓発月間である7月が強調月間となっている「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と連携し、啓発活動に取り組みます。</p>	<p>青少年育成課 福祉総務課</p>
<p>福岡県地域生活定着支援センターにおいて、起訴猶予や執行猶予になった者及び矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある者の円滑な社会復帰や地域生活への定着について、関係機関と連携し、犯罪をした者等への地域の理解が深まるよう、普及啓発活動を行います。</p>	<p>保護・援護課 福祉総務課</p>

**民間協力者に対する表彰**

施策・事業の概要	担当課
<p>更生保護事業における功績が顕著な保護司及び更生保護法人役職員に対する感謝状の贈呈を行います。</p>	<p>保護・援護課</p>

## 施策の柱 第6 地域による包摂を推進するための取組

### 1 国・市町村・民間団体等との連携の強化

#### 【現状と課題】

- 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続きを離れた後も、国、都道府県、市町村、民間協力者等が連携して支援することが重要であり、「地域による包摂」を進めるうえで、これらの連携をさらに強固にすることが求められています。
- 国の第二次計画では、再犯防止分野において国、都道府県、市町村がそれぞれ担うべき役割が明示されました。
- 都道府県の役割は、域内の市町村・民間協力者等とのネットワーク構築に努めるとともに、市町村が単独で実施することが困難と考えられるような、専門的支援の実施に努めることとされています。

#### 【国の取組】

- 「福岡県刑務所出所者等就労支援事業協議会」、「受刑者の就労支援に係る管区ブロック協議会」、「高齢又は障がいにより特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に関する連絡協議会」、「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」など、各分野において、関係機関等で構成する協議会等が設置され、社会復帰に向けた支援に取り組まれています。
- 福岡矯正管区及び福岡保護観察所では、地方再犯防止推進計画が未策定の市町村に対して、策定に必要な情報を提供し、同計画策定に向けた支援が行われています。
- 筑紫少女苑では、少年院での矯正教育の理解を広め、出院後の円滑な社会復帰につながるよう、教育委員会を始めとした地方公共団体からの施設見学が受け入れられています。

**【県の施策概要】**

**連携体制の構築**

施策・事業の概要	担当課
<p>「福岡県居住支援協議会」、「福岡県薬物乱用対策推進本部」、「福岡県飲酒運転撲滅連絡会議」、「立ち直り支援研究会」、「福岡県暴力団離脱・就労対策連絡会」など、各分野及び団体ごとの取組を進めていくとともに、再犯防止推進の観点から国の機関を含めた関係機関相互の連携強化を図り、支援に関する情報の共有や本計画を推進する中での課題の協議などを行う、「福岡県再犯防止推進会議」「福岡県再犯防止推進会議有識者会議」を開催します。</p>	<p>生活安全課 青少年育成課 薬務課 福祉総務課 住宅計画課 警察本部 組織犯罪対策課</p>
<p>市町村の再犯防止担当部局が参加する「福岡県再犯防止市町村連絡会議」を開催し、市町村間のネットワーク構築及び地域再犯防止計画の策定促進を図ります。</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>地域における受け入れ先事業所との交流・連携強化等を目的として発足した「福岡地域生活定着支援協議会」について市町村の再犯防止担当部局の参加を促し、地域民間支援団体との連携強化を図ります。</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>犯罪をした者等が地域住民として定着出来るよう、更生支援の実情や地域生活へ戻る際の課題等について理解を深める市町村を対象としたセミナーを開催し、市町村における犯罪をした者等に対する支援の理解促進を図ります。</p>	<p>福祉総務課</p>

## 2 相談できる場所の充実

### 【現状と課題】

- 犯罪をした者等が地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくためには、犯罪をした者等が地域において、相談できる場所や居場所の確保が重要です。
- 高齢、障がい、生活困窮等、分野ごとの相談体制では対応が困難な、複合・複雑化した地域の課題に対応するため、市町村による包括的な相談体制の整備が求められています。

### 【国の取組】

- 筑紫少女苑では、全在院者を対象にして在院期間中にケース会議を実施し、出院後に必要な支援が受けられるよう、少年サポートセンター、児童相談所といった各相談機関を同会議に参加を促し、関係構築に取り組まれています。
- 福岡保護観察所では、国の第二次計画における「地域による包摂」を推進するために、刑執行終了者等に対する援助の拡充を目指すとともに、更生保護施設による訪問支援事業の拡充等に取り組まれています。  
また、保護司の自宅以外で保護観察対象者との面接場所を確保できるよう、地方公共団体に対し、公民館の使用等、保護司会活動への支援を依頼されています。
- 福岡保護観察所では、犯罪をした者等が困ったときに、身近に相談できる場所や日常の居場所を地域に確保し、必要な援助を受けられる等、地域支援ネットワークの構築に取り組まれています。
- 福岡少年鑑別所及び小倉少年鑑別支所では、地域援助の枠組みで、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のため、「就労」、「居住」、「高齢者」、「障がい者」、「薬物依存」、「修学」、「暴力団」、「飲酒運転」及び「性犯罪」の各種問題に対し、アセスメントの実施や、処遇方針を示した上で、関係機関へのつながりが行われています。  
また、地域援助は、基本的に来所が必要となっていますが、難しい場合は、相談元機関（関係機関や学校、職場など）が希望する場所へ出向いての対応も行われています。

**【県の施策概要】**

相談できる場所の充実

施策・事業の概要	担当課
【再掲】市町村における重層的支援体制整備事業の取組を支援し、包括的な相談体制の構築の推進を図ります。	福祉総務課
県（郡部）と市において自立相談支援窓口を設置し、多様で複合的な問題について相談に応じ、寄り添いながら様々な支援を行います。（生活困窮者自立支援制度）	保護・援護課
福岡県弁護士会の弁護士による、犯罪をした者等に対する社会復帰のための相談支援を行います。（福岡県よりそい弁護士制度）	福祉総務課
【再掲】性暴力加害者の再犯防止及び社会復帰を支援するため、福岡県性暴力加害者相談窓口における相談支援を行います。	生活安全課
少年サポートセンターでは、少年や保護者などから、電話や面接により、少年非行などの問題に関する相談を受け、問題解決に向けて助言、指導を行っています。	警察本部 少年課
誹謗中傷や差別的な取扱いなどさまざまな人権問題で悩んでいる方を対象に、福岡県弁護士会の弁護士が法律的な観点で助言を行う「ふくおか人権ホットライン」による相談支援を行います。	人権同和対策局
経済的困窮や孤立に関する課題について、福岡県女性相談所における相談支援を行います。	男女共同参画推進課
飲酒運転相談窓口における相談支援を行います。	生活安全課
「福岡県発達障がい者支援センター」において、発達障がいのある人に対する支援を総合的に行う拠点として、本人及びその家族からの相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、関係施設との連携強化等の支援体制の整備を推進します。	障がい福祉課
県内の学校に通学する小中学生とその保護者等に対し、子どもホットライン24相談窓口にて電話相談を実施します。また県内の学校に通学する小中高等学生に対し、LINEによる相談支援を行います。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 私学振興課

## 資料編

### ○福岡県再犯防止推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「福岡県再犯防止推進計画」(以下「計画」という。)に係る施策を推進するため、福岡県再犯防止推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の推進に関する事項
- (2) その他計画に関し必要な事項

(組織及び会議)

第3条 会議の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会長に事故があるとき、又は不在のときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(有識者会議)

第4条 会長は、第2条に規定する事務を行うため、必要に応じて有識者会議を設置することができる。

- 2 有識者会議は、会長が指名する者をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第5条 会議の庶務は、福岡県福祉労働部福祉総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元(2019)年11月1日から施行し、施行日から適用する。

(別表)  
福岡県再犯防止推進会議委員

区 分	所属及び役職名
会 長	福岡県福祉労働部次長
委 員	福岡県人づくり県民生活部生活安全課長
	福岡県福岡県人づくり県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課長
	福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室長
	福岡県保健医療介護部薬務課長
	福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課長
	福岡県福祉労働部福祉総務課長
	福岡県福祉労働部障がい福祉課長
	福岡県福祉労働部保護・援護課長
	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長
	福岡県建築都市部住宅計画課長
	福岡県建築都市部県営住宅課長
	福岡県教育庁教育振興部義務教育課長
	福岡県教育庁教育振興部高校教育課長
	福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課長
	福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課長
委 員 (外部) ※各機関 からの 推薦者	法務省福岡保護観察所統括保護観察官
	法務省福岡地方検察庁総務部刑事政策推進室統括捜査官
	法務省福岡矯正管区更生支援企画課長
	法務省北九州医療刑務所処遇部企画部門首席矯正処遇官（企画担当）
	法務省福岡刑務所分類審議室（審査・保護）上席統括矯正処遇官（審査・保護担当）
	法務省福岡拘置所処遇部企画部門首席矯正処遇官（企画担当）
	法務省福岡少年院首席専門官（支援担当）
	法務省筑紫少女苑首席専門官
	法務省福岡少年鑑別所地域非行防止調整官
	法務省小倉少年鑑別支所首席専門官
	福岡県弁護士会弁護士
	福岡県市長会事務局長
福岡県町村会事務局長	

福岡県再犯防止推進会議有識者会議

構成団体名
更生保護法人福岡県更生保護協会
福岡県保護司会連合会
福岡県更生保護施設連盟
福岡県更生保護女性連盟
福岡県BBS連盟
福岡県協力雇用主会
福岡県弁護士会
公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部
公益社団法人福岡県社会福祉士会
一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会
特定非営利活動法人福岡就労支援事業者機構
一般社団法人 ヒューマンハーバーそんとく塾
福岡県地域生活定着支援センター



# ○再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28（2017）年法律第 104 号）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

### （基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

- 第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

- 第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。
- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## ○第一次計画の進捗状況

第一次計画策定時に設定した参考指標の基準値及び推移については以下のとおり。

### 1 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組

指標	福岡県再犯防止推進会議の設置及び開催実績
基準値	—
実績	令和元年度「福岡県再犯防止推進会議」1回開催、「有識者会議」1回開催 令和2年度「福岡県再犯防止推進会議」1回開催、「有識者会議」2回開催 令和4年度「福岡県再犯防止推進会議」1回開催、「有識者会議」1回開催
評価	計画策定後、令和元年度に推進会議及び有識者会議を設置。概ね毎年度会議を開催。

### 2 就労・住居の確保のための取組

指標	協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 【出典：法務省提供データ】
基準値	協力雇用主数 872 社 うち実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数 67 社 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数 128 人
実績	令和元年 協力雇用主数 998 社 うち実際に雇用している協力雇用主数 114 社 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数 170 人 令和2年 協力雇用主数 1,071 社 うち実際に雇用している協力雇用主数 115 社 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数 172 人 令和3年 協力雇用主数 1,097 社 うち実際に雇用している協力雇用主数 64 社 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数 111 人 令和4年 協力雇用主数 1,113 社 うち実際に雇用している協力雇用主数 65 社 協力雇用主に雇用されている刑務所出所者数 109 人
評価	基準値に比べ協力雇用主者数は増加しているものの、実際に雇用している協力雇用主数、刑務所出所者数は減少。

指標	刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合 【出典：法務省提供データ】
基準値	187 人・23.0%
実績	平成30年 135 人・18.5% 令和元年 147 人・20.4% 令和2年 155 人・21.3% 令和3年 128 人・19.1% 令和4年 110 人・17.8%
評価	帰住先がない者の人数、その割合ともに令和2年まで増加したが、その後減少。

### 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

指標	特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 【出典：法務省提供データ】
基準値	809 人
実績	平成 30 年 698 人 令和元年 775 人 令和 2 年 767 人 令和 3 年 826 人 令和 4 年 752 人
評価	順調に増加していたが、令和 4 年は減少。

指標	薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数 及びその割合 【出典：法務省提供データ】
基準値	26 人・4.9%
実績	平成 30 年 25 人・5.2% 令和元年 17 人・3.5% 令和 2 年 27 人・5.4% 令和 3 年 31 人・5.8% 令和 4 年 34 人・6.4%
評価	概ね治療・支援を受けた者、その割合ともに増加。

### 4 特性に応じた効果的な支援のための取組

指標	暴力団から離脱した者を雇用する意思を有する事業者として、公益財団法人福岡県暴力追放 運動推進センターに登録されている協賛企業数 【出典：福岡県警察本部提供データ】
基準値	283 社
実績	平成 30 年 314 社 令和元年 356 社 令和 2 年 377 社 令和 3 年 392 社 令和 4 年 364 社
評価	順調に増加傾向。



指標	飲酒運転による交通事故発生件数 【出典：福岡県警察本部 交通事故統計資料】
基準値	144 件
実績	令和元年 133 件 令和2年 111 件 令和3年 94 件 令和4年 91 件
評価	順調に減少。

指標	性犯罪認知件数 【出典：福岡県警察本部 性犯罪の現状】
基準値	381 件
実績	令和元年 321 件 令和2年 228 件 令和3年 251 件 令和4年 281 件
評価	順調に減少していたが、令和4年は増加。

## 5 学校等と連携した修学支援の実施と非行防止等のための取組

指標	少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時復学・進学決定した者の数 【出典：法務省提供データ】
基準値	13 人（希望者 28 人）
実績	令和元年 2 人（希望者 17 人） 令和2年 2 人（希望者 15 人） 令和3年 2 人（希望者 13 人） 令和4年 2 人（希望者 14 人）
評価	希望する者に対し、復学・進学が進んでいない

## 6 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組

指標	保護司数及び保護司充足率 【出典：法務省提供データ】
基準値	1,924 人・89.2%
実績	令和元年 1,895 人・87.9% 令和2年 1,855 人・86.0% 令和3年 1,821 人・84.4% 令和4年 1,840 人・85.3% 令和5年 1,871 人・86.7%
評価	人数、充足数ともに低下傾向。

指標	「社会を明るくする運動」行事参加人数 【出典：法務省提供データ】
基準値	156,930 人
実績	平成 30 年 109,042 人 令和元年 108,923 人 令和 2 年 11,074 人 令和 3 年 11,491 人 令和 4 年 14,127 人
評価	減少傾向。令和 2 年度からは新型コロナウイルスの影響で行事の縮小により大幅減。

## 用語集

あ行	
入口支援	刑事司法手続の入口（起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる）段階にある被疑者・被告人で、高齢または障がい等により福祉的支援を必要とする者に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が関係機関、団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組。
か行	
改善指導	受刑者に対し犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための指導。
仮釈放	矯正施設に収容されている者を、収容期間満了前に、一定の条件のもとに釈放して社会復帰の機会を与える措置。
起訴	検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求めること。この起訴によって、初めて裁判が始まり、裁判の結果、有罪となればその者は処罰されることになる。
起訴猶予	犯罪事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときに検察官が行う不起訴処分。
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
居住支援法人	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、家賃債務の保証、円滑な入居の促進に関する情報の提供・相談、その他の援助などを実施する法人。
刑事施設	刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。
刑法犯	刑法及び次の特別法に規定する罪。 ただし、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等に該当する刑法の罪を除く ①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件③印紙犯罪処罰法 ④暴力行為等処罰法⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律 ⑥航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律 ⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑩組織的犯罪処罰法

検挙	被疑者を警察署などに連行することを指すが、その後の捜査で無罪だと判明したり証拠不十分で釈放されたりなど犯人と特定されなかった場合は、検挙者数には含まれない。
更生緊急保護	刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、本人からの申出により、緊急的に必要な援助や保護の措置を受けられる制度。
更生保護	罪を犯した者や非行少年が、再び過ちを繰り返すことなく、社会内において自立できるよう適切に処遇を行い、改善更生を助けること。
更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行っている。
更生保護法人	法務大臣の認可・監督のもとに更生保護事業を営む民間団体。
コレワーク	受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関、矯正就労支援情報センター一室の通称。
<b>さ行</b>	
再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。
再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。
執行猶予	刑の言渡しをした場合において、一定期間その執行を猶予し、その期間を無事に経過した場合には、刑の言渡しを失効させ、条件に違反した場合には執行猶予を取り消して刑の執行をするもの。
社会福祉士	社会福祉及び介護福祉法に基づく国家資格で、専門的な知識や技術をもち、身体上・精神上の障がいがあるために日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言や指導、援助を行なう。
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
重層的支援体制整備事業	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子供を養育する者等、住宅の確保に特に配慮を要する者。

就労支援事業者機構	犯罪をした者等の健全な社会復帰を目的とした、経済界や企業が一体となって設立されたNPO法人。犯罪をした者等への就労支援や協力雇用主への支援を行う。
少年鑑別所	①家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られ、少年鑑別所に収容される者等に対し、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設。
少年サポートセンター	県内5か所に設置される警察の出先機関。少年補導職員が中心となり、関係機関やボランティア団体などと連携して、少年相談、少年の立ち直り支援、広報啓発、街頭補導など幅広い活動を行う。
自立準備ホーム	刑務所等を退所した後、帰住先がない者が、自立できるまでの間、一時的に住むことができる施設で、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人や社会福祉法人等が、それぞれの特長を生かして自立を促す施設。施設の形態は様々で、集団生活をするところもあれば、一般のアパートに居住する場合もある。ホーム職員による生活指導等が行われる。
精神保健福祉士	精神保健福祉法に基づく国家資格で、専門的知識及び技術をもち、精神的な障がいがある者（※）の地域相談支援の利用に関する相談、その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。 ※精神的な障がいがある者 精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がいの者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者
<b>た行</b>	
ダルク	Drug Addiction Rehabilitation Center の略で、薬物依存者の回復支援のために作られた民間施設。
地域生活定着支援センター	犯罪をした者等が、釈放後、高齢又は障がいを有することにより、福祉の支援が必要なときに円滑に福祉サービス（社会福祉施設への入所など）を受けられるよう、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を行う機関。
地方検察庁	検察庁は日本の行政機関の一つであり、検察官の事務を統括する法務省の「特別の機関」であり、地方検察庁は地方裁判所及び家庭裁判所に対応して置かれる検察庁。各都道府県庁所在地と函館、旭川、釧路を合わせた50か所に所在する。
出口支援	矯正施設に収容されている人のうちで高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援する取組。

特別調整	高齢又は障がいにより特に自立が困難で福祉の支援を必要とする矯正施設出所者に対し、矯正施設入所中から矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センターが連携し、必要な調整を行うもの。
<b>な行</b>	
認知件数	警察が犯罪の発生を認知した件数。
<b>は行</b>	
BBS会	「Big Brothers and Sisters Movement」の略。問題を抱える少年少女と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。
非行少年	犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）、触法少年（ <small>（注）</small> 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年）、 <small>（注）</small> ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由に該当し、かつ、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）の総称。
包摂	本計画では社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を指しており、すべての人々を孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。
暴力追放運動推進センター	暴力団員による不当な行為の防止とこれによる被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、都道府県公安委員会又は国家公安委員会から指定される。
保護観察	犯罪をした者等が改善・更生を目的として、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと。
保護観察所	更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者支援等施策の事務を行う法務省所管の機関で、各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に設置されている。
保護司	犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。
<b>ま行</b>	
満期釈放者	刑事施設で刑期を終えて出所する者のこと。社会内で保護観察を受ける仮釈放者と比べ本人の特性などの内的要因と出所後の生活環境などの外的要因の双方において、より多くの課題を抱えている傾向にあり、再犯率が高い。





福岡県

## 福岡県第二次再犯防止推進計画

発行日／令和6年3月

編集／福岡県福祉労働部福祉総務課

福岡県 福祉労働部 福祉総務課  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
TEL 092-643-3246 FAX 092-643-3245  
E-mail : fukusomu@pref.fukuoka.lg.jp

### 福岡県行政資料

分類記号 LA	所属コード 4600100
登録年度 5	登録番号 0004